

令和元年度第1回宮城県民間資金等活用事業検討委員会 議事録

1 日 時 令和元年8月1日(木) 午前10時～11時48分

2 場 所 宮城県行政庁舎11階 第二会議室

3 出席委員 7名(欠席1名:大村達夫臨時委員)

4 出席者(敬称略)

(委員長)

増田 聡 東北大学大学院経済学研究科教授

(副委員長)

今西 肇 東北工業大学名誉教授

(委員)

江口 哲郎 宮城県総務部長

大泉 裕一 公認会計士・税理士

佐々木 雅康 弁護士

田邊 信之 宮城大学事業構想学群教授

(臨時委員)

<水道分野>

佐藤 裕弥 早稲田大学研究院准教授

早稲田大学総合研究機構水循環システム研究所主任研究員

(事務局)

田代 浩次 企業局水道経営課 課長

大沼 伸 同 技術副参事兼課長補佐(総括担当)

内海 章博 同 課長補佐(総括担当)

千葉 隆史 同 技術補佐(総括担当)

稲村 武彦 同 技術主幹(水道経営改革推進班長)

佐藤 正俊 同 主任主査(副班長)

二藤部 賢司 同 主任主査

永田 亮 同 主任主査

柳田 健斗 同 主事

高島 弘明 同 技師

佐藤	洋生	総務部行政経営推進課	参事兼課長
槻田	典彦	同	副参事兼課長補佐(総括担当)
篠野	一浩	同	課長補佐(行政経営システム班長)
木村	敦子	同	主査
杉山	雅紘	同	主事

(事業アドバイザー)

伊丹	亮資	有限責任あずさ監査法人	パートナー
西村	留美	同	シニアマネジャー
若月	彦希	同	マネジャー
向川	美樹	同	マネジャー

【1 開会】

●司会(行政経営推進課 篠野班長)

ただいまから令和元年度第1回宮城県民間資金等活用事業検討委員会を開催いたします。

はじめに、会議の成立について御報告いたします。本委員会は8名の委員で構成されておりますが、本日は7名の委員に御出席いただいております。民間資金等活用事業検討委員会条例第5条第2項の規定によりまして、過半数の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立していることを御報告申し上げます。

また、本委員会につきましては、情報公開条例第19条の規定に基づき、平成30年度第1回委員会において、2回目以降の会議は非公開とすることを決定しております。

今回は今年度第1回目の会議であり、委員の変更もありましたので、改めて委員の皆様を御紹介させていただきます。

次第1枚目の裏面を御覧ください。

東北大学大学院経済学研究科教授、増田聡委員長です。

東北工業大学名誉教授、今西肇副委員長です。

宮城県総務部長、江口哲郎委員です。人事異動により本年4月から委員に就任しております。

公認会計士、大泉裕一委員です。

弁護士、佐々木雅康委員です。

宮城大学事業構想学群教授、田邊信之委員です。

最後に、早稲田大学研究院准教授、早稲田大学総合研究機構水循環システム研究所主任研究員、佐藤裕弥委員です。佐藤様には、水道分野の臨時委員として、本年5月に就任いただきました。

なお、東北大学未来科学技術共同研究センター教授、大村達夫臨時委員は、本日御都合により欠席されておりますことを御報告いたします。

事務局側の出席者につきましては、配布しております名簿をもって紹介に代えさせていただきます。

それでは、増田委員長から御挨拶を頂戴したいと思います。増田委員長よろしく願いいたします。

●増田委員長

令和元年度の第1回目の委員会です。御存じのとおり、上工下水道の一体的な管理に関するコンセッション方式を巡る議論を行う場でございます。そして、本日は実施方針の素案の概略を議論することになります。実施方針を定めて、事業者を選定し、事業を行っていく上での肝となるところです。また、水の事業は大切な事業ですし、コストがかかっていることも分かっていますが、蛇口をひねれば出てくるということもあって、コストや技術の実際のところが見えにくいということもあります。各界の御専門の方に参加いただいて議論を深めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

●司会（行政経営推進課 旗野班長）

増田委員長ありがとうございました。

これから議事に入りますが、本日の委員会の議事は非公開となっておりますので、申し訳ございませんが、報道機関の方々はこちらで御退席をお願いします。

それでは、以後の議事の進行につきましては増田委員長にお願いします。委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

【2 議事】

●増田委員長

それでは次第に従って進めていきたいと思えます。

まず、議事に入ります前に、事務局からこれまでの流れと今後のスケジュールについて説明をお願いします。

●行政経営推進課 佐藤課長

次第2枚目の裏面にあるとおり、本日資料を7種類配布しております。

本日の委員会の進め方等について御説明いたします。資料1を御覧ください。本日は議題にありますように宮城県上工下水一体官民連携運営事業、みやぎ型管理運営方式の実施方針の素案について御審議いただきます。

実施方針は実施するPFI事業の基本的な考え方や内容を明らかにするものであって、民間事業者が本事業に参加するかどうかを判断する資料という位置付けでございます。実施方針への記載項目はPFI法第5条、第17条で規定されており、資料1の裏面にお示ししているとおりです。資料2の目次を御覧ください。実施方針に記載すべき事項につきましては、項目のタイトルとして盛り込んでおります。記載すべき項目がもれなく記載されているかも併せて御確認願います。

今後のスケジュールについて、資料1の表面に記載しております。本日の委員会で実施方針の素案を御審議いただき、8月21日の県議会建設企業委員会で素案を報告します。そして、9月に県ホームページでパブリックコメントを行い、広く県民からの御意見を募集する予定となっております。パブリックコメントで出た意見等を踏まえて修正し、10月の次回委員会で実施方針案としてお諮りいたしまして、PFI法第18条に基づき、県議会11月定例会に実施方針条例案を提案する予定となっております。また、実施方針条例に関しては資料1の裏面にある項目を条例で定めるとされております。

本日の委員会の進め方につきましては、委員の皆様事前に実施方針の素案を御説明し、7月19日及び24日に実施しました現地視察の際に素案に対する御意見を頂戴したところでございます。それらを踏まえまして修正を行った実施方針の素案を企業局水道経営課から御説明いたします。

本日はよろしく御審議いただきますようお願いいたします。

●増田委員長

今の説明に対して、御質問等はございますか。 <質疑なし>

『議事（1）宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）実施方針（素案）について』

●増田委員長

では、議事（1）に入ります。事務局から説明をお願いします。

●水道経営課 田代課長

資料2から7を使って御説明いたします。

まず、現地視察の際にいただいた御意見と併せて実施方針の素案の内容を確認してまいります。資料3及び6を用いて御説明いたします。資料6の「項目」に記載のページ番号は資料3のページ番号となります。

資料6の項目「事業費用の負担 P3」について、内容や対応は記載のとおりですが、あくまで費用負担は県、という意味で記載してございます。

「事業者選定における競争条件 P4」から「残存価値相当額の支払い P8」につきましては、資料6に記載のとおりです。

資料6の2ページ目を御覧ください。「プロフィットシェア P9」については、後ほど説明させていただきますので、ここでは割愛します。

「SPCによる業務範囲 P9」につきましては、資料2の P7「1.1.8 本事業の業務内容」に記載のとおり、「委託禁止業務として定められた業務を除いたものは第三者に委託し又は請け負わせることができる」としておきまして、経営に係る企画・管理業務等については直営で行い、それ以外は運営権者の裁量とする仕組みをつくっていきたくと考えております。

「参加資格要件 P9」及び「その他」については、記載のとおりです。

次に、資料2及び5を御覧ください。

資料5につきましては、現地視察の際にお配りした実施方針（素案）のドラフトと、今回お配りした資料2の主な変更点をまとめたものでございます。資料5の項目「事業の背景・目的」及び「運営権の設定」の1つ目は軽微な文言の修正です。

「運営権の設定」の2つ目につきまして、資料5の3ページを御覧ください。青色の太い点線の箇所4施設が大崎広域水道用水供給事業と仙台北部工業用水道事業の共用施設となってございます。こちらは、運営権は物に対する権利で、持ち分という概念はないので、運営権としてはどちらかで設定したほうがいだろうという内閣府の指導・助言を踏まえたものです。資料2の5ページを御覧ください。「1）運営権の設定」の「表 設定する運営権」の一番上の行、6ページの一番上の行の括弧書きに記載しております。

「残存価値相当額の支払い」につきましては、資料2の13ページを御覧ください。「4）本事業期間終

了時の取扱い」の「③運営権設定対象施設の本事業期間終了時の残存価値相当額」に「上限額」という文言を追加し、残存簿価を大きくするために更新時期をずらすなどのモラルハザードを防止するためにこれから検討を深めるために、あえて記載したものでございます。

資料5の2ページを御覧ください。「参加資格要件」につきまして、資料2の25ページの最後に記載のとおり参加資格要件を考えております。これは安全・安心の担保のためであり、現在厚生労働省でガイドラインを策定しておりますが、その中でも水道事業の実績を求めることとされているので、それに沿った形にしていこうと考えてございます。

残りは軽微なものなので説明は省略します。

次に、資料7を御覧ください。プロフィットシェアに関する検討でございます。委員からの御意見、メリット・デメリットから制度設計が難しいという結論になりました。それを踏まえまして、資料の下段になりますが、プロフィットシェアの導入はせず、改築の取りやめや、物価の下落といったコスト削減に対して記載のとおり対応策をとることでフォローできるようにしたいと考えています。資料2の31ページを御覧ください。ページ中央の網掛け部分につきましては、事務局としては削除する方向で検討しております。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

『議事（1）質疑応答』

●増田委員長

ありがとうございます。議論が多岐にわたっていますが、委員の皆様から御意見・御質問を受けたいと思います。いかがでしょうか。

では私から1点だけ。資料6の2ページの「参加資格要件 P9」の「対応」欄の文中「要検討を求めるか」とありますが、「要件等」ではないでしょうか。

●水道経営課 田代課長

そうですね。失礼しました。

●江口委員

資料2の2ページに「1）3事業一体での全体最適を目指した長期的視点での事業運営」とありますが、「全体最適」とはどのような意味でしょうか。

●水道経営課 田代課長

ここでの「全体最適」とは、更新投資だけではなく運転管理も含めた9事業全体として最適化することでございます。

●江口委員

今でも企業局で事業を行っていますが、現状で企業局の考える全体最適化のモデルがあって、民間事業者にそれ以上の最適化を求めていくということでしょうか。それとも、企業局にモデルはないけれども、今回民間から提案を受ける形で全体最適化を図るということでしょうか。

●水道経営課 田代課長

個別の事業では維持管理も含めた最適化は行っていますが、事業間、全体としての最適化について深くは検討されておりません。

●増田委員長

初期投資は大きいけれど運転管理のコストが下がるので全体コストが下がる、または9事業は相互に関連しているので全体としてのコストは下がるのだらうと思います。全体のコストはいくらですという提案だと工夫の余地が見えなくなるので、民間事業者から提案を受けるときにはその趣旨が分かるように書いていただいたほうが良いと思います。

●田邊委員

上地下水事業一体での全体最適はみやぎ型管理運営方式の大きな特徴だと思います。一方で、資料6の2ページの一番下に、個別9事業を一体化することによる経営面及び技術面におけるメリットは優先交渉権者選定基準の作成の中で検討とありますが、実施方針の段階で強調されてもいいのではないのでしょうか。例えば、委員長のおっしゃったことや、それぞれの事業で更新投資をする時期が違うため全体で見れば安定化するなど、デューデリジェンス等で分かっていることを踏まえて、そういったポートフォリオによるリスク分散やコスト削減策を示唆すれば、提案にも反映され、選定基準にも使えるのではないかと思います。

●水道経営課 田代課長

御指摘いただいたところを実施方針の素案にも反映できるようにしたいと思います。

●江口委員

資料2の2ページの「3）責任ある事業運営の担い手としての情報公開・説明義務の履行」において、運営権者が情報公開・説明義務を果たす対象に県が入っていないようですが、ここで明記する必要はないのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

資料3の5ページを御覧ください。詳細はこれから詰めていきますが、運営権者のセルフモニタリングを県がモニタリングするという仕組みになっておりまして、ここで情報開示も求めていくことになります。実施方針で明記するかどうかは検討させていただきたいと思います。

●江口委員

資料2の1ページの「1.1.3 事業の背景・目的」の4段落目の下から2行目に「県職員数の減少により、専門的な技術や経験の維持、蓄積、継承等が課題」とありますが、事実でしょうか。

もう1点は、資料2の25ページの参加資格要件の中で「コンソーシアム構成員は、以下の全ての実績を有する……」とありますが、この要件はコンソーシアムの構成員全員が満たす必要があるのか、それとも構成員の一部が満たせばいいのか、どちらでしょうか。

●水道経営課 田代課長

1 点目につきましては、企業局の定数管理の中で職員数が減少していることは事実です。そのような中で安全・安心・安定的に水道事業を行うためにこれまでも人材育成を行ってきました、受託者と連携して、これまで水質基準を満たさなかったことはございません。しかし、今後も厳しくなるだろうとの予測の下、書かせていただきました。みやぎ型管理運営方式に移行した後も、県側の技術力が非常に大事ですので、人材育成については重点的に行っていく必要性は感じています。

参加資格の水道事業等の実績については、コンソーシアムの構成員の中に実績を有する者がいればよいという意味です。技術や経験を持つ方に経営にも関与していただくという趣旨です。

●江口委員

資料2の1ページの下から2行目に「民間の力を最大限活用することにより……技術継承，……を可能とする」とありますが、官民連携による「技術継承」とはどのようなものでしょうか。

●水道経営課 田代課長

現在、指定管理や包括委託等により運転管理を民間事業者に委託しておりますが、委託期間は最大でも5年間となっております。5年間では民間での人材育成に課題があるという御意見をいただいております。ここでの「技術継承」とは、民間側の技術継承を指しています。

●増田委員長

一般の方が抱えている懸念の1つが、県から技術が失われるのではないかとということです。現在は定期的に県が水道の専門家を採用しているのでいいのですが、民間とノウハウをどうつないでいくか、何かしらの工夫は必要かもしれません。

●水道経営課 田代課長

重要な御指摘だと思います。モニタリング計画を作っていく中で詰めていかなければいけないと思います。現在も委託しているとはいえ、各浄水場等に土木だけではなく、運転管理のために機械や電気、水質の技術職員を配置して受託者のメンテナンス等を見ております。みやぎ型管理運営方式に移行した際にどうするか、利用者である県民に対し説明できるようにし、我々の技術力を担保していかなければいけないと考えてございます。

●今西副委員長

技術の担保に関して、技術の伝承が行政でも、民間でもなかなかうまくいっていないようです。一番良い方法は、相互乗り入れをできるようにすることです。相互乗り入れができれば、SPCへ出向したり、SPCから行政のシステムを知るために出向したり、そういう従来できなかったことができるようになり、20年にわたる事業の中で行政の技術も担保でき、公的事業としてのSPC側のシステムもしっかりするようになります。

●水道経営課 田代課長

資料3の3ページを御覧ください。ただいまの御指摘は県議会議員からも御指摘いただいた点でございますが、「【職員の派遣】」のところを御覧ください。以前は職員の派遣は予定していないとしていましたが、運営権者から要請があれば対応するということにしました。事業者の募集の段階で、このような要請があれば、どのような対応ができるか、人事部局とも相談していきたくて思っております。

●今西副委員長

県としてはマネジメントの分野でSPCと協力していかなければならないと思います。マネジメントの中でどのように技術力を担保するか、県側が全ての技術を理解することは難しいと思いますが、マネジメントができるような仕組みをどこかで担保できればよいと思います。

また、パブリックコメントに関してですが、この事業は最終的には県民が料金を支払います。そのような事業なので、利用者への説明の仕方のアイデアをSPCからいただくことはできないでしょうか。

●水道経営課 田代課長

県民に対しての説明責任は運営権者にも当然求めていきます。県と運営権者でそれぞれどのように説明責任を果たしていくかは重要なポイントだと考えています。先行事例も参考にしながら、どのように情報公開し説明していくのかという点について、県と運営権者の役割分担も含めてこれから検討していきたくて思います。

●今西副委員長

パブリックコメントを行うと、マイナスの意見が多く出て、プラスの意見はあまり出てこないことが危惧されます。パブリックコメントで県民の意見を吸収しきるのは難しいので、一工夫が必要になると思います。反対意見だけが表明されるようなパブリックコメントには違和感があります。

●水道経営課 田代課長

我々としても幅広い意見を出していただけるよう報道機関の方にも報道をしていただきながら、何か工夫できないか検討していきたくて思います。

●今西副委員長

長い事業期間ですから、SPCからの取組もあっていいのかなと思います。

●増田委員長

先ほどの資料2の2ページの3)や4)も関わってきますが、県が最終的な責任を持ちつつも、事業者の行動が見えるような仕組みができればいいと思います。今西副委員長がおっしゃったとおり、パブリックコメントで県民全体の意見といえるようにまとめようと頑張ることは必要だと思います。

●田邊委員

SPCからの情報開示については、海外のインフラファンドが参考になると思います。

(資料6に記載のとおり) S P Cに関する課題について、「実施契約書(案)の中で検討を進める。」とあるが、実施契約書案の公表はいつ頃でしょうか。

●水道経営課 田代課長

来年の3月頃になります。

●増田委員長

民間の方が応募される時点では公表されているということでしょうか。

●水道経営課 田代課長

そのとおりです。

●田邊委員

P F I 法上の S P C の要件は幅広い。資料2の大項目に「第3. 民間事業者の責任の明確化等・・・」とあるが、S P C の要件には様々あり、今の書き方では責任の所在が分からないので、応募する側が判断できるように、他の事例等を参考にしながら、この事業に適した要件を整理して、書いたほうが良いと思います。

●水道経営課 田代課長

参考にさせていただきます。

●大泉委員

残存価値相当額の支払いについて、固定資産の減損があった場合はどのように対応するのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

残存価値相当額としては、基本的に適正なメンテナンスをされた良好な状態での簿価が適当だと考えています。減損を計上するような施設の買取りは厳しいです。

●増田委員長

今の議論も含め、資料5の1ページ、資料2の13ページに「残存価値相当額について上限額を設定することを検討している」とありますが、残存価値をいつ、どのように決めるのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

良好な状態が維持されることを前提としますと、利用開始の時点で償却額、残存価格が決まります。上限額につきましては、更新計画の評価方法で担保ができ、先ほど述べたようなモラルハザードが発生しないのであれば、上限額を設定する必要はないのではないかと考えております。

●今西副委員長

この事業は20年経てば、次の事業が始まりますが、そのときに残存価格がどのように反映されるかによって今のお話は影響を受けるかと思います。いかがでしょうか。

●水道経営課 田代課長

あくまで県の資産なので、その施設を使って次の事業を始めるとしても、スタートの段階では同じように運営方法などに反映されることになります。

資料4の36ページを御覧ください。運営権者は20年と期間が区切られているので、例えば、残り5年の時点で更新投資をすると、耐用年数が10年としても残り5年で償却しなければならないので償却費が高くなってしまいます。会計上の耐用年数で20年の期間からあふれる部分を県が簿価で買い取ると、適正な簿価ならば次の期間でも使うことになります。これは現在我々が行っている無期の事業と変わらないので、適正な会計処理になると思います。

●田邊委員

20年後の実際の価値というのは、20年後の収益を割り引いて現在価値化したものです。これと比較して、償却相当額が安ければ実際には安く買うことになります。仮に減損が発生しても、減損の測定において現在価値に直すことになるので、これにより適正な価格が算出されます。つまり、20年後の収益から見た価格と減価償却から見た買取額を比較し、どちらが高いかをチェックする必要があります。

●水道経営課 田代課長

水道事業の場合、将来の契約水量はある程度予測可能ですので、それに見合った設備投資を運営権者にお願ひすることになります。施設の物理的な状況が適切に管理されている限り、この点について減損が発生することは考えておりません。

●江口委員

資料4の36ページを見ると、更新計画がしっかりしていれば契約時点で残存価値はある程度想定できるようになるということでしょうか。

●水道経営課 田代課長

そのとおりです。20年という長い期間なので更新計画からずれることも考えられますが、5年ごとに計画を出してもらうことで、その時点で想定される残存価格の簿価が算出され、破損等がなければほぼ固定されるだろうという考えを踏まえて制度設計をしております。

●江口委員

残存価値相当額を支払うのであれば、事業期間の後期に高額な更新投資を行うモラルハザードは起こり得ると思います。上限額の設定はあってよいのではないのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

我々もその点を懸念して上限額という文言をこの時点では入れさせていただきました。しかし、更新計画の評価や審査の中で防止することができれば、この文言は不要になると思います。

●増田委員長

20年という時間感覚の中では上下水道の技術革新は起こらず、今までと同じような更新スケジュールになるというイメージでしょうか。

●水道経営課 田代課長

全国の事例を見ますと遠隔操作やセンサー化といったI o T・A I化等が進むことは想定しています。

今までのように9事業全ての浄水場及び処理場に人員を配置する必要はなくなるのではないかとはいえません。

●今西副委員長

資料7のプロフィットシェアについて、コスト削減要因として改築の取りやめや物価の下落しか書いていませんが、今おっしゃったように他にもあると思います。20年という歳月の中で、テクノロジーマネジメントの観点からも9事業の全体最適が進むのではないのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

資料2の17ページの4)本文「…実施契約締結時点で予測不能な事業環境の変化」の括弧書きで「技術革新等により…」と謳うことで、画期的な技術が開発された場合など、そういったことも含めて事業環境の変化に対しては協議の上、対応したいと思います。

●佐藤臨時委員

同じく17ページの4)で「予測不可能な事業環境の変化(……)により、……定期改定の必要性が発生した場合、……協議により、……改定を行う」とありますが、これは運営権者側にとって有利な改定を想定していますか、それとも不利な改定を想定していますか。

●水道経営課 田代課長

両方を想定しております。

●佐藤臨時委員

I o Tの推進により、運営権者に不利な変更が行われるように読めてしまい、民間事業者の参入意欲を削ぐことになりかねないと感じました。

●水道経営課 田代課長

現在想定されるものについてはスタート時点で織り込んでくることを想定しています。しかし、20年の間に更なる変化がないかどうかは分かりませんので、このような書き方としました。

●増田委員長

コストが下がった場合に、コストが下がったから料金を下げるのか、それとも利益を大きくするのか、両方のバランスになると思うが、改定の仕方は難しいと思います。

●江口委員

プロフィットシェアをしない理由として適正利潤の水準を示す必要があることを挙げていますが、改定による対応をするとしても同様に適正利潤の水準の課題があるのではないのでしょうか。今後、改定のやり方や適正の基準を明示していくのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

適正利潤の水準を示すことは難しいです。水道事業はある程度収益が予想できる事業であり、本事業は低リスク・低リターン of 事業になると思いますので、それに合った割引率を設定することで過度に大儲けできるようなスキームにはならないと見込んでいます。

昨年実施した導入可能性調査の際は、3～5%の割引率を想定しておりました。

●田邊委員

割引率は投資利回りに相当するので、割引率が3～5%ということでしたが、大都市都心の不動産の利回りと同じくらいのイメージです。賃貸不動産だと割と安定しているので、それと同じくらいで設定したということかと思います。

●江口委員

それを適正利潤の水準と見て、そこから逸脱すると協議・改定を行うという理解でいいのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

我々がそのような仕組みを作った上で、各事業者が適正利潤の水準を含んだ提案をすることになるはずで、その時点で我々の制度設計の是非が判明するとも言えますが、先行事例もないので、とても難しいです。インフラ系の他の事例も参考にしながら検討していきたいと思います。

●増田委員長

現在想定されるコスト削減はともかく、新しい取組でどれだけ利益を大きくするかは競争の源泉となる場所ですので、どの時点で、どこまで評価するかは難しいと思います。

●田邊委員

「予測不可能な事業環境の変化」とありますが、「予測困難」ではなく「予測不可能」としてはいますが、表現として適切でしょうか。

●水道経営課 田代課長

検討します。

●今西副委員長

資料2の24ページの選定手続きに関連して、外国企業の取扱について御説明願います。

●水道経営課 田代課長

基本的には参入の段階でハードルを高くするのではなく、評価の段階で考慮できればと考えています。詳細は詰めておりませんが、実施方針策定までに詰めていきたいと思えます。

●今西副委員長

インフラということもあり、日本と海外で契約形態も異なるので、その点が気になりました。

●江口委員

資料2の17ページの4)について、運営権者収受額の改定に先立って「協議」をすることになっていますが、協議が調わない場合に、契約を解除して新しい募集・選定を行うことはあり得るでしょうか。

●水道経営課 田代課長

現段階で協議が調わなかった場合まで検討しておりません。実施方針を策定するまでに決めなければならないと思っています。

●増田委員長

資料2の11ページの3)②で「運営権者は、本事業期間の範囲内において、県内市町村……が事業主体である水道事業及び下水道事業に関わる業務を受託することができる」とありますが、県民の方からすると水道供給に事業体が入る可能性があるということなので、県の承認といったこの後の手続きをどのように考えていますか。

●水道経営課 田代課長

ここで県の承認とあるのは、受託することで本事業に悪い影響が出ないか確認するためです。一方で事業期間内であれば市町村と広域連携ができるようにと、このようなスキームにしました。

●増田委員長

各市町村と事業体との間で受託の際に契約が必要となるということでしょうか。

●水道経営課 田代課長

そのとおりです。別契約となります。

●佐藤臨時委員

資料2の25ページの参加資格要件について、1点目は「コンソーシアム構成員は、以下の全ての実績を有する」とありますが、どれかではなく、全てなのかという確認です。

2点目は、①・②で運転管理業務の実績のみを記載していますが、資料6の2ページでは参加資格要件と

して「募集要項の作成の中で検討」となっています。両者の関係はどうなっているのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

1点目については、「全て」です。

2点目については、資料2の要件はコンソーシアム構成員のうち1社が満たせばよい要件となります。資料6のPPP・PFI事業の実績については、まだ検討しておりません。後から要件を追加すると要件が厳しくなったという印象を与えるので、書き方について、検討いたします。

●増田委員長

参入に必須の要件と、必須ではないが評価される要件といくつかの段階があると思います。

●水道経営課 田代課長

資料2の25ページの要件は必須の要件としてこの段階で記載しておりましたが、書き方について検討したいと思います。

●増田委員長

ただいま議論いただいた実施方針（素案）については、今回各委員から出された課題を事務局で詰めた後、県議会建設企業委員会に報告し、パブリックコメントを行います。最終案については、委員の皆さんに改正案をお知らせした後、最終案につなげることとなります。事務局に作業は一任した上で、結果はフィードバックしたいと思います。

『議事（2）その他』

●増田委員長

次に議事（2）について、事務局から説明をお願いします。

●行政経営推進課 佐藤課長

次回の委員会の日程について御説明いたします。次回委員会を10月に開催し、実施方針案をお諮りいたします。後日、担当から日程調整をさせていただきますので、御協力いただければと思います。以上です。

『議事（2）質疑応答』

●増田委員長

何か御質問等ございますか。〈質疑なし〉

進行を事務局にお返しします。

【3 閉会】

●司会（行政経営推進課 篠野班長）

委員の皆様、長時間にわたって御審議いただき、ありがとうございました。以上をもちまして、令和元年度第1回宮城県民間資金等活用事業検討委員会を終了いたします。